

令和6年教育委員会 第11回定例会

1 日 時 令和6年11月28日（木） 13時30分開会 16時40分閉会

2 場 所 教育委員会庁舎1階 第1会議室

3 出席委員	教育長	中 島 正 人
	教育委員	小 澤 倭文夫
	教育委員	黒 田 仁 美
	教育委員	吉 田 敬 徳
	教育委員	平 井 清 子

4 欠席委員 なし

5 出席職員	教育部長	鈴 木 健 介
	教育部次長	野 呂 武 志
	学校教育支援室長	谷 口 剛
	学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当）	菊 野 幸 治
	学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当）	青 柳 信 正
	学校教育支援室主幹（学務担当）	南 昭 一
	生涯学習課長	山 澤 亮 司
	教育部主幹（新総合体育館整備担当）	近 藤 玲 司
	教育部主幹（新総合体育館整備担当）	木 村 清 仁
	図書館副館長	海 藤 久仁子
	総合博物館副館長	藤 田 泰 一
	総合博物館主幹	大 鐘 卓 哉
	教育総務課長	佐々木 雅 一
	教育総務課総務係長	深 田 友 和
	教育総務課総務係	高 橋 ありさ

6 傍 聴 人 なし

7 議 題

協議第1号 「小樽市子どもの読書活動推進計画」の中間見直しについて

協議第2号 「小樽市教育推進計画」の中間見直しについて

報告第1号 小樽市スポーツ推進委員の解嘱について

報告第2号 小樽市における児童生徒に関する調査結果について

報告第3号 いじめ防止標語について

報告第4号 総合博物館の電気機関車ED76形展示整備について
報告第5号 「第2次小樽市文化芸術振興基本計画」の中間見直しについて
報告第6号 重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店 指定管理者候補者の選定について
報告第7号 新総合体育館整備事業について
その他 市議会第3回定例会について
寄附採納について

8 議 事

教育長 ただ今から、教育委員会第11回定例会を開会いたします。
本日の会議の議事録署名委員に、平井清子委員を指名させていただきます。
はじめに、お諮りいたします。

「報告第6号 重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店指定管理者候補者の選定について」は、会議規則第13条第1項第3号により、「協議第1号 小樽市子どもの読書活動推進計画の中間見直しについて」、「協議第2号 小樽市教育推進計画の中間見直しについて」、「報告第5号 「第2次小樽市文化芸術振興基本計画」の中間見直しについて」及び「報告第7号 新総合体育館整備事業について」は、同項第5号により、それぞれ非公開とし、議事録については結果のみ記載することとし、最後に審議していただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

教育長 では、そのように進めさせていただきます。
それでは、「報告第1号 小樽市スポーツ推進委員の解嘱について」の説明をお願いします。

報告第1号 小樽市スポーツ推進委員の解嘱について

教育部次長 「報告第1号 小樽市スポーツ推進委員の解嘱について」御報告いたします。

まず小樽市スポーツ推進委員とは、スポーツ基本法第32条に基づき、小樽市スポーツ推進委員に関する規則により「本市におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及びその職務を行うに必要な熱望と能力を有する者の中から教育委員会が委嘱する。」となっております。

職務は、スポーツの実技指導、スポーツ活動促進のため組織の育成を図る、教育機関、その他行政機関の行うスポーツの行事や事業への協力、スポーツ団体その他の団体の行うスポーツについての行事や事業について求めに応じて協力することなど具体的な活動内容は、市民歩こう運動、幼児・こども育成事業活動、おたる運河ロードレース大会や市民体力テスト会などのスポーツイベントの協力やニュースポーツの普及活動などを行っております。

資料の2枚目の名簿を御覧ください。変更になる委員を太字で表記しております。退任さ

れます委員は、バレーボール経験者の進藤喜一氏であります。なお、退任の理由は、令和6年10月26日に御逝去されたものです。

なお、後任については、現委員の任期が令和7年4月6日までと残任期間が短いことから補充せず、改選時に合わせて選任したいと考えております。

報告は、以上であります。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。
続きまして、「報告第2号 小樽市における児童生徒に関する調査結果について」の説明をお願いします。

報告第2号 小樽市における児童生徒に関する調査結果について

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 「報告第2号 小樽市における児童生徒に関する調査結果について」御報告いたします。資料を御覧ください。

はじめに、いじめの状況についてですが、まず認知件数につきましては、小学校1,074件、中学校141件で、合計1,215件となっており、前年度と比べ、小学校で50件の増、中学校で18件の増となっております。1,000人当たりの認知件数は、小学校290.4件、中学校66.0件、小中合計では208.2件となっており、小中学校ともに、全道、全国と比べ大きく上回っております。

道教委からは、全道・全国に比べて本市が突出している状況について、「いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いていることのあかし」であり、今後もこの取組を継続してほしいと、評価をいただいております。

なお、いじめの認知件数につきましては、国がいじめの定義に基づき、積極的に認知するような方針になったことに伴い、道教委では積極的な認知を図るために、児童生徒アンケート用紙の質問項目を変更し、児童生徒の嫌な思いを苦痛と捉え、定義に基づきいじめとして幅広く認知するよう連絡があり、各学校が積極的にいじめの認知を行うとともに、平成30年3月に総務省からの勧告で、いじめ認知を見逃さないよう認知件数がゼロの学校は、地域に公表して検証するよう指導があったことから、積極的な認知が行われたと考えられます。

次の表になりますが、いじめの解消状況については、いじめが発生してから少なくとも3か月を経過しないと解消とみなされないことから、3月末時点では100%となっておりませんが、残りの小学校6件、中学校1件についても、今年の6月の調査でいじめがすべて解消していることを確認しております。

学年別の状況については、小学校2年生で多くなっており、学年が進行するに従って減少していく傾向にあります。

また、いじめ発見のきっかけとしては、小・中学校ともに「アンケート調査など」が最も多く、アンケート調査が有効な手段であることが伺えます。

いじめの態様については、「冷やかしのからかい」が小・中学校ともに、最も多い結果となっております。

今年度は「いじめ防止キャンペーン」の一環として12月12日（木）に開催される、小中学校情報モラル対策委員会の「最新のネットトラブル状況について」の研修動画を教職員だけでなく、保護者にもオンデマンド配信し、ネットトラブルに関するさまざまな情報を教職員、児童生徒及び保護者に見ていただき、ネットトラブルの未然防止に引き続き努めてまいります。今後も、いじめの芽やいじめの兆候についても、定義に基づき、いじめとして幅広く認知することで、各学校におけるいじめの問題への対応が一層充実するよう指導するとともに、「いじめ防止キャンペーン」などを通して、取組を強化してまいります。

次に、不登校の状況について、御報告いたします。不登校を理由に30日以上欠席した児童生徒数は、小学校86名、中学校172名、合計258名となっており、前年度と比べ、小学校26名、中学校53名増加しております。1,000人当たりの人数は、小学校23.2人、中学校80.4人で、小学校では全道・全国より多く、中学校では全国より多くなっております。

不登校児童生徒の学年別の状況では、小中学校とも学年が進むにつれて増加して小学校6年生と中学校3年生の割合が高くなっております。

不登校となった要因につきましては、昨年度までは、不登校児童生徒の主たる要因を1つ回答しておりましたが、今回の調査では不登校となった要因を14項目から複数回答できることとなっており、小学校では「やる気が出ない」、中学校では「友人関係」が最も多くなっております。

不登校児童生徒への指導の結果、登校できるようになった児童生徒が60名で、不登校児童生徒の34.1%となっており、前年度の33.5%と比べ、若干増加しております。令和2年度からは30%以上の児童生徒が登校する又はできるようになっており、学校が家庭と連携し、スクールカウンセラーや小樽市教育支援センターなども活用して、児童生徒の学校復帰に向けて、一人一人に対応をしていただいているものと考えております。

本市においては、全ての子どもが楽しく通える、魅力ある学校づくりをテーマとして3つの段階で不登校に対応することとしております。

1つ目の「未然防止」では、共感的な人間関係や信頼関係づくりを構築することに重点を置いております。

2つ目の「初期対応」では、不登校の予兆の発見・対応において教職員と保護者との信頼関係に基づく情報共有が不可欠であり、保護者の話をよく聴き、保護者との間に、不登校児童支援の協力者としての関係を築くことが重要であり、保護者を元気づけ、心理的に安定させることが、児童生徒への有効な支援につながるものと考えております。

3つ目の「自立支援」では、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、不登校の児童生徒に対して、市教委だけではなくこども未来部などの関係機関や関係団体と連携を図りながら、支援することとしております。

なお、不登校となったきっかけや継続理由については様々であるので、担任一人が抱え込まず、学校が複数の教職員によって組織的に対応したり、スクールカウンセラーなどとの連携を進めて相談体制を充実させ、不登校対策を進めていく必要があると考えております。

最後に、暴力行為について説明いたします。

暴力行為の発生件数は、小学校では0件となっておりますが、中学校で1件発生しております。暴力行為の要因には、友人関係のトラブルや家庭環境の急激な変化などが影響していることが多いですが、小さな頃からの生育状況などを小中一貫教育を推進する中で適切に捉え、その根本を解決することも重要であると考えております。今後も、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう生徒指導の充実に努めるとともに、状況に応じて、スクールソーシャルワーカーの活用や市の福祉部署、児童相談所、警察などの関係機関と、連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

吉田委員 不登校の方について、Me e tで授業に参加している場合、出席日数に入るのでしょうか。また、不登校の方について、要因をお聞きになっているということですが、どれぐらいのパーセンテージで原因が特定できているのでしょうか。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） Me e t等を活用したオンラインの授業については、学校のほうで出席扱いとしており、登校日数に含めているので、年間30日に達していなければ、不登校にはなっておりません。

不登校になった要因については、一人一人に保護者や本人から教育相談を行う中で、要因が一つだったり複数だったり聞き取った上で、該当する児童生徒それぞれの要因をすべて記録し、集計しています。

学校教育支援室長 30日以上欠席していると、不登校の人数には含まれています。

小樽市における児童の調査基準の中では、不登校の人数に含まれていますが、その中でもICTを活用して授業を行った場合やふれあい教室に来た場合は、出席日数に含めることとしていて、出席にはなるのですが、30日以上欠席は不登校になります。

吉田委員 不登校に含まれるけど、出席扱いになっているということですね。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） そうです。

吉田委員 不登校対策で、児童生徒の人間関係のトラブルに迅速に対応するということが、学校側としては普段から迅速な対応をしているのではと思うのですが、具体的にどのようなことがあるのか教えてほしいです。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 例えば子ども達がトラブルの中で、一方だったり双方だったり、それが原因で学校に来にくい、足が遠のいている場合は、双方の子ども達に状況をしっかり確認した上で、事実を確定して保護者の協力を得て、迅速に対応していただいて、子ども達が来にくい期間が長くならないように学校に対応してもらっています。

吉田委員 改善は引き続き行っていくという認識ですか。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） そうです。

吉田委員 人間関係が原因なら、人間関係のトラブルを迅速にとも思いますが、授業の充実や家庭への呼びかけ、講演会だとか啓発等も含めてしていくことで改善されていかないかなと思いました。

教育長 貴重な御意見ありがとうございます。未然防止の取組の充実ということになると思うのですが、今、吉田委員がおっしゃられたように、道徳だとか様々な外部人材を招いて授業等されていると思いますが、その辺は今後も含めてどうですか。

学校教育支援室長 未然防止という、人間関係はもちろんですが、今年度授業項目が複数選べるかたちになったということで、今までは本市でもやる気がでない等無気がずっとトップにきていましたが、教育長がおっしゃったように外部講師の活用は非常に有効な手段だと思いますし、先生方から同じ話を聞くより、専門の方や小澤委員も入ってらっしゃる人権擁護委員会の方に来ていただいて話をさせていただくことはすごく有効だと思っております。

先日も市役所の部署の方から出前講座ができますよと連絡があり、校長会でも照会させていただこうと思うのですが、様々な外部の方に入っていて、専門的なことを子ども達に色々な角度から言っていてというのは、例えば友人関係でこんなときはこんなところに相談できるんだとか、解消方法はこういうことがあるんだとか、困ったときは呼びかけをというのは、道費のスクールカウンセラー等に講師をやっているんですけど、さらに先生方やより広く、様々な外部講師の方を招いて、子ども達の心を育成するような、心に訴えるようどんどん取り組んでいただきたいと思います。

来月の校長会で、教育長の指示があったということで、お話をさせていただこうと思っております。

教育長 本市のいじめの考え方ということは、いじめを積極的に認知して、解消率100%を目指すという方針で、国からも示されておりますので、その姿勢をこれからも貫いていくと。学校にも浸透していることから、いじめの認知件数が多いということでもよろしいですね。

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） はい。

教育長 他にございますか。
よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。
続きまして、「報告第3号 いじめ防止標語について」の説明をお願いします。

報告第3号 いじめ防止標語について

学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当） 「報告第3号 いじめ防止標語について」御報告
いたします。

今年度も、道教委が、毎年7月から8月にかけて募集している「絆づくりメッセージコンクール」の標語と、市教委の「いじめ防止標語」の取組を兼ねて募集したところ、市内の多くの小中学生が取り組み、取組総数5,517点から303点の応募がありました。

それでは、2ページ目の審査結果を御覧ください。まず、指導グループで1次審査を行い小学校7点、中学校5点に絞りました。次に、委員の皆様から、良いと思われる作品を小学校・中学校それぞれ1位から3位まで選んでいただき、1位を5点、2位を3点、3位を1点として集計したところ、合計点は、御覧のようになりました。

合計点を見ますと、小学校の1位は16点を獲得した、塩谷小学校6年生の中谷穂乃加さん、2位は13点を獲得した、潮見台小学校6年生の高塚南那さん、3位は6点を獲得した、幸小学校6年生の吉村凜さん、中学校の1位は21点を獲得した菁園中学校1年生の山田心寧さん、2位は17点を獲得した朝里中学校2年生の傳法樹さんでしたので、小学校3点、中学校2点、合計5点を入賞とすることとしました。

入賞作品は、今後、短冊にして各学校へ送付し、校内に掲示していただき、いじめ防止の啓発に活用することとなっております。なお、先月報告させていただいた道教委の標語に入選した作品も、市教委で短冊を作り、これらの標語と併せて各学校へ送付いたします。

入賞された児童生徒には、各学校で表彰式を実施したいと考えております。後日、日程を調整させていただき、教育委員の皆様にも連絡をさせていただきます。お忙しい中ですが、よろしければ学校を訪問していただき、直接、入賞した子どもたちへ授与していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 後日表彰式があるということですので、お手数ですがどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第4号 総合博物館の電気機関車ED76形展示整備について」の説明をお願いします。

報告第4号 総合博物館の電気機関車ED76形展示整備について

総合博物館主幹 「報告第4号 総合博物館の電気機関車ED76形の展示整備について」報告します。

まずは、今定例会にて本件の報告をする前に展示施設を公開し、新聞報道等がありました。委員の皆様への報告が遅くなりましたことお詫び申し上げます。

それでは、報告を進めさせていただきます。

まずは、「1概要」です。総合博物館の収蔵車両の電気機関車ED76形509号は、PCBが内部機器に確認され、それらの撤去のため、令和5年度に車両の解体が行われました。撤去作業の結果、車両の前頭部及び一部の部品を保存することができました。今年度は、その前頭部等の展示整備を進めてきて、この度その展示施設が完了し、公開しました。

続いて、「2展示施設について」です。公開日は、令和6年11月9日午前9時30分から場所は、総合博物館本館イベントプラザの屋根の下です。「内容」と「展示の様子」については、別紙の写真で御紹介します。

それでは別紙の写真左上を御覧ください。前頭部から見た側面で、後ろ側を原寸大のグラフィックで再現した状態です。全面下部には除雪装置のスノープラウがついています。写真右上、階段を上って運転室へ入り、運転席で操作体験ができるようになっています。写真左下、動輪とパンタグラフを展示しています。写真右下、北海道鉄道の電化に関する解説パネルもあります。

最後に、説明資料一枚目にもどりますが、「3クラウドファンディングについて」です。本事業のため3,000万円を目標に、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを、令和6年7月22日から10月21日まで実施しました。寄附を頂いた金額は325万6千円で、これは目標額の1割強であり、厳しい結果となりました。今後は、継続的に寄附の窓口になっている、ふるさと納税の「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり」の総合博物館の展示鉄道車両の保全にて引き続き寄附を呼びかけ、残りの財源確保を目指していきます。報告は以上です。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。
展示してからの反響はどうか。

総合博物館主幹 それを目的とした方もいらっしゃるようでして、今まではその場所にお客さんが留まることはなかったのですが、展示をしまして、運転席に入ってお子さんの写真が撮れたりとか、かなり反響は大きいと認識しております。

吉田委員 単純な質問ですが、展示整備事業費が1割強しか集まっていないということで、集まらな

かったらどうなりますか。

総合博物館主幹 本事業に関しましては、令和6年度予算におきまして、他の財源で予算成立をしておりますので、大丈夫な状態となっています。

ただ他の財源を補うために、今後ふるさと納税で寄附を呼び掛けていくかたちで進めていきたいと考えています。

吉田委員 お金が集まらなくても、事業として予算は確保されているということですね。

教育部次長 予算上は2,000万円で直しますということで、市議会第1回定例会で予算は成立していますが、一般財源になるのか、特定財源でふるさと納税を充てていくのか。クラウドファンディングを集めることで、一般財源を減らすことができます。それを目指したのですがなかなかうまくいかず、他の基金も宛てて2,000万円は確保したかたちです。

教育部長 違う通帳があつて、クラウドファンディングでお金が集まりましたら、その通帳は手をつけずに残しておくという考え方でしたが、その通帳のお金を使っている状態です。

違う通帳にお金があるから、この事業に予算を執行できるけれども、できればこの通帳は残して別なことに使うために、2,000万円集めたかったという感じです。

教育長 他にございますか。
よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了いたします。
続きまして、その他の報告で「市議会第3回定例会について」の説明をお願いします。

その他 市議会第3回定例会について

教育部長 令和6年小樽市議会第3回定例会の概要について、御報告いたします。

表紙の次のページ、目次を御覧ください。9月9日と10日が代表質問、11日が一般質問、12日から17日までは予算特別委員会で、18日が総務常任委員会の開催となっております。

また、10月1日から4日まで、決算特別委員会が開催されました。質疑の概要ですが、分量が多いので、ポイントで御説明いたします。1ページを御覧ください。9月9日の代表質問で、自民党の佐藤議員から、救急・救命体制についてとして、小中学校でのAED使用を含む心肺蘇生法の学習についての質問で、教育長から、小学校では、学習指導要領で取り扱う内容とされていないことから、実習はしていないが、全小中学校にAEDが設置されており、保健の授業などでその機能や役割についての学習をしていること、中学校では、学習

指導要領で、AED使用を含む心肺蘇生法などの応急手当ができるようにすることが求められており、保健体育の授業で実習をしているとの答弁をしております。

次に、9月10日の代表質問で、みらいの平戸議員から、小・中学校の不登校児童生徒と健康診断に関わって、まず①文科省調査における不登校の定義についての質問で、教育長から、当該年度に30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者、ただし、病気や経済的理由による者を除くと答弁しております。

④不登校児童生徒の登校に向けた現在の本市の取組についての質問で、市教委では、学校と連携を図り、不登校傾向が見られる児童生徒の状況を把握するとともに、教育支援センターのコーディネーター等が学校を訪問して、学校と共に支援方を検討していること、また、「ふれあいルーム」や「ふらっとルーム」の取組のほか、通級することが難しい児童生徒に対しては、訪問型の支援を行っていること、今年度から中学校1校が道教委の「不登校児童生徒に対する支援推進事業」の指定を受け、当該校に専任教員を配置し、自分の教室で授業を受けることが難しい生徒に対し、別室においてオンライン授業や個別の学習支援、教育相談等を実施していることを答弁しております。

2ページです。⑤学校を欠席し健康診断を受けていない児童生徒への対応についての質問で、後日、児童生徒が登校した際に、身長、体重、視力などの検査を実施しているほか、尿検査においては二次検査日を設定して対応しているが、医師の診断が伴う検査は、医師の確保など課題があることから、どのような対応ができるか検討が必要であると考えているとの答弁をしております。次に、⑦不登校などの理由により、健康診断を受けていない児童生徒に対する配慮や、学校以外での受診の支援についての質問で、児童生徒の健康診断は、健康の保持増進を図るとともに、健康状態を把握し、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる目的もあることから、未受診の児童生徒に対して、何らかの手立てを講じることは大切であると認識しており、今後、どのような対応ができるか、検討してまいりたいと考えているとの答弁をしております。

次に9月10日の代表質問で、公明党の白川議員の質問です。3ページを御覧ください。(3)小中学校のエアコンについてですが、①エアコン設置後の学校へのフォロー、②エアコン稼働時の問題への対応と現状把握についての質問で、市教委で、新たに設置した空調設備の操作や温度設定等について記した「小樽市立小中学校空調設備運用ガイドライン」を本年5月に改訂し、各学校へ周知したことや、市教委職員の学校訪問による確認、校長から児童生徒の反応などの聞き取りなどにより状況の把握に努めていると答弁をしております。また、このガイドラインでは、温度設定等を示しているが、温度の状況は、学校の立地や教室内の人数などによって異なることから、各学校における温度設定については、児童生徒の体調や室内温度を考慮し、校長の判断で調整するよう通知していると答弁しております。

4ページを御覧ください。9月10日の代表質問で、共産党の松井議員からの質問です。2暑さ対策についてとして、まず、(1)小中学校のエアコン利用状況について中段のところになりますが、③体育館にエアコンを設置すべきとの質問で、各小中学校の体育館には、大型送風機に加え、移動可能なスポットクーラーを複数台配置するとともに、体育の授業は、可能な限り午前中の涼しい時間帯に実施しているほか、暑さ指数が高い日には、体育を他の

教科に振り替えるなど、暑さ対策を行っている学校もあることを承知しており、まずは、今夏の学校の状況を把握してまいりたいとの答弁をしております。

続いて、下段の（２）クーリングシェルターについてとして、①市立図書館を、クーリングシェルターとして位置付けた方が良いと思うがとの質問で、市長から、市立図書館は本年７月に冷房設備を設置しており、スペース的な要件も満たすものと考えられるので、今後、指定について検討をしてまいりたいと答弁しております。４ページ下段から、３子育て・教育についてとして、（３）不登校支援についての質問ですが、①「別室登校」については、先ほど、みらいの平戸議員の質疑で紹介した内容と同様のものですが、５ページ中段の再質問を御覧ください。この別室登校に関して、学校に行けない子どもの多くは、できれば学校に戻りたいと思っており、教室に入るのがつらいという子どもにとっては、いつもここにあるという居場所が学校内にあれば救われると思う。今は、１校ということだが、できれば、そういう居場所が全ての学校にあると良いと思う。しかし、専任の教員という面では、その教員の配置の課題というのは大きく、今後の見通しについて、どのような目安で、どのような課題があるのかとの質問で、教育長から、現在、道教委からの加配の教員を一人、長橋中学校に配置して、同校でコネクトルームという別室をつくり、その教室で、教室になかなか入ることができない子どもたちを中心に指導を行っていると聞いている。また、この事業は、協力校として長橋小、幸小、塩谷小とも連携していく事業になっており、小学校からの接続も踏まえた不登校支援ということで、事業が進められている。１学期が終わり、学校に成果を確認したところ、学校からは、学習機会の保障ができることや子どもたちの学習意欲にもつながっていること、子どもたちが気持ちを落ち着ける場所にもなっているということを聞き取りしている。今後の見通しとして、この校内教育支援センターについては、文科省も、概算要求で拡充の方向を示しており、今後の道教委の施策も含めて、また、生徒指導に関する加配の教員を活用できるかなど、道教委とも検討していく中で、小樽市全体としての不登校対策の支援事業として、校内教育支援センターをどう生かしていくか、今後は、そういう視点でも検討してまいりたいと考えているとの答弁をしております。

６ページを御覧ください。上段です。９月１１日の一般質問で、立憲・市民連合の高橋議員から、市内居住の外国人を取り巻く課題についてとして、⑦小中学校において、外国人の子どもの授業での対応や保護者への連絡など、対応方法についての質問で、道教委の加配教員２名が、小中学校を巡回し日本語を指導しているほか、ボランティアの方に学習支援をいただいている学校もあること、また、保護者との連絡を円滑に行うため、通訳機や、多言語の学校文書や教材を活用できる文科省の情報検索サイトを利用していると答弁しております。

６ページ下段を御覧ください。９月１１日の一般質問で、みらいの小池議員から、児童生徒の交通安全の見守りについてとして、②交通安全の見守り活動について、生活環境部や教育委員会がどのような役割や連携をしているか、また、課題を示せとの質問で、市教委は、各小学校から提出された「始業・終業時間」と「見守り活動の要望場所」を取りまとめ、生活環境部へ報告。生活環境部は、各小学校からの要望場所等に関係する町内会や、実際に活動を行っていただいている交通安全奉仕員へ伝えるとともに、交通安全指導員を配置し、見守り活動を行っていること、見守り活動の課題は、少子化による保護者の減少や、町内会構

成員の高齢化による担い手不足などが挙げられるとの答弁をしております。

③、④で、見守り時の持ち物の効果などについて、それぞれ質疑の後、⑤各学校では、旗など見守り活動時の持ち物を新しく用意するにも、それなりの費用が必要になり、負担は大きいと思われるが、その必要経費はどうすべきか示せとの質問で、まずは、各小中学校の見守り活動の体制や、使用している物品の状況を把握することが必要であることから、調査を行った上で、今後の対応を検討してまいりたいと答弁しております。

少し飛んで、8ページ中段、9月11日の一般質問で、公明党の横尾議員から、スクールロイヤーについての質問です。スクールロイヤーは、学校から弁護士へ、直接、法務相談を行う制度ですが、令和3年度に道教委が制度を設立し、経費を負担しています。基本的な手続きとしては、学校で法務相談をしたい内容を、市教委を通じて道教委へ申請し、承認後、道教委から、御対応いただく弁護士を紹介いただき、学校からその弁護士へ相談する流れとなっています。

質疑ですが、①小樽市では教育委員会として弁護士に相談できる体制はあるか。また、別々に弁護士に相談できる体制はあるかとの質問で、市教委が相談したい事案がある場合には、市の顧問弁護士に相談することが可能となっているが、市長部局とは別に委託契約等を行っている弁護士はいないとの答弁をしております。②は、学校が相談したいと考え、市教委を経由すると、時間がかかったり、市教委でスクールロイヤーの対応事案ではないと判断されたりなどのデメリットがあるのではという質問、③は、スクールロイヤー活用の判断が迷う場合は、学校から市教委を通さず道教委へ直接連絡できないかといった質問で、答弁ですが、学校から市教委にスクールロイヤーの活用の相談があった際には、市教委から申請前に後志教育局に連絡を行うとともに、学校が作成する申請書の作成を支援するなど協力を行っていること、学校から申出のあった事案については、全て後志教育局へ申請書を提出することとしていること、また、学校が活用の判断を迷う場合などは、学校から道教委の担当に事前に問合せや相談をすることが可能となっていることを答弁しております。④法務相談の機会についての質問は、本制度開始後、今年度2件の法務相談があるとの答弁を、⑤、⑥、⑦の質問は、学校への過大な要求、いわゆる不当要求行為の基準、その対応マニュアル、ポスターや市の広報誌での啓発などについての質問で、答弁ですが、保護者等からの相談を受けた学校は、成長過程にある子どもに対し、将来的な視点を踏まえた対応を行う必要があることから、不当要求行為等の明確な基準を定めることは、難しいと考えていること、学校は保護者や地域住民からの要望に対して、その思いを的確に受け止め、信頼関係を築くことが、重要であると考えていることから、現在、不当要求行為等の基準を示していないが、今後、国や道、他都市の作成状況などを調査し、本市独自の基準を作成できるか検討したいと考えていること、マニュアルではないが、保護者等との適切な対応の在り方を示した手引き等の作成について、今後、検討したいと考えている旨答弁し、ポスターや市の広報誌の掲載については、慎重に検討する必要があるものと考えているとの答弁をしております。⑨、⑩、⑪は、スクールロイヤーを担う弁護士が、学校からの法務相談だけでなく、保護者との面談に同席することや、代理人として学校に代わって直接やりとりできないかという質問で、現在の道教委の制度は、法務相談のみで、面談への同席業務や代理人業務は含まれていないが、実際に学校から代理人業務の要望があることから、道教委に対し相談体制の充実等について要望

してまいりたいと答弁しております。

次に、11ページを御覧ください。9月11日の一般質問で、共産党の小貫議員から、市立図書館の駐車場についてですが、質問の要旨をまとめて申し上げますと、現在の図書館の駐車場が狭い、ガイドラインに対応した障がい者用駐車場が必要ではないかといった質問で、答弁は、図書館の駐車場は、昭和57年の竣工当時から変わらないもので、安全に配慮しながら、敷地を最大限活用し、多くの方が利用できるよう、工夫しているものと承知していること、直近のガイドラインでは、当館の障がい者用駐車場は、有効幅が若干不足しており、幅員を広げると、全体の駐車台数を減らすこととなるため、どこに障がい者用駐車場を配置できるかを含め、今後、検討していくこと、現在、満車時には近接する市役所駐車場の利用をお願いしており、今後、周知方法を工夫するなど、市役所駐車場の利用を促していきたいとの答弁をしております。このことから、建設部の協力をいただき、来年度の予算確保が前提ですが、来年度駐車場の改修を行いたいと考えております。

次に、12ページ下段を御覧ください。9月11日の一般質問で、自民党の松岩議員から、小樽市指定無形民俗文化財について、①「忍路鯨漁撈の行事」と「高島越後盆踊りの行事」の2つが指定されているが、両行事の概要と指定に至った経緯、②市指定無形民俗文化財に指定される基準や、指定されていない理由、③それぞれの活動の状況、④教育委員会としての支援、今後の拡充策についての質疑の後、⑤小中学生へのふるさと教育の中で無形民俗文化財はどのように扱われているのかとの質問で、「忍路鯨漁撈の行事」については、忍路中央小学校の児童に対し、忍路と鯨のつながりに関する説明と船漕ぎや網起こしの実演、鯨漁の道具に触る体験を、「高島越後盆踊りの行事」については、高島小学校と北陵中学校の児童生徒に対し、盆踊りの歴史や由来に関する説明と保存会による実演、踊りの指導、盆踊り体験を実施していると答弁しております。

次に、14ページを御覧ください。通学路の交通安全対策についてですが、これは7月の交通事故に関連しての質問で、②再発防止の取組として検討していることを示せとの質問については、市長から、この度の事故を受け、一般廃棄物収集運搬事業者のほか、大型車両を所有する事業者が加入する協会等へ改めて安全確認等の周知徹底や更なる事故防止対策を文書で依頼をしたところであること、また、教育委員会において、2学期開始後、各小学校において児童を対象とした下校指導を既に実施しており、今後、全小中学校を対象とした通学路安全プログラム合同点検を実施するとともに、各学校が作成している通学路安全マップの見直しを検討しているところであると答弁しております。

また、④これまでの通学路の点検では不十分という指摘がある。今後の通学路の点検と危険箇所の改善をどのように行う考えかとの質問で、教育長から、市教委としては、この度の事故を受け、これまでの通学路安全プログラムに基づく合同点検や危険箇所の改善に向けた取組が、迅速に進められるよう、見直す必要があると考えており、学校が行う危険箇所の点検について、学校運営協議会を活用し、地域の方にも御協力いただきながら、これまで以上に、きめ細かな把握を行うよう校長に対し指示をしていること、また、関係機関とこれまで年1回実施していた合同点検を、夏期と積雪期の年2回実施することで、季節に応じた危険箇所の現状確認を行っていくこと、今後の危険箇所の改善については、これまで以上に迅速に進められるよう安全推進会議において、どのような連携や方策が考えられるか協議してい

くとの答弁をしております。

次に、15 ページ上段を御覧ください。9 月 11 日の一般質問で、共産党の高野議員から、学校給食についてですが、③食物アレルギーを持つ児童生徒数の 3 年間の推移と傾向についての質問で、各年の児童生徒数をお答えし、この間の傾向としては、全児童生徒数に対する食物アレルギーを持つ児童生徒数の割合は、増加傾向にあるものと認識していると答弁しております。④札幌市では、アレルギーによる一部給食について給食費の減額が行われている。公平性の観点から、小樽市でも負担軽減を考える必要があるのではないかととの質問で、食物アレルギーの原因食物は多岐に渡っており、それぞれの原因食物について献立ごとに 1 食当たりの減額相当額を積算したり、原因食物の提供数を減らしたりすることは現状では難しい状況にあるが、今後、これらの対応が可能な原因食物について研究が必要であるため、他の自治体の状況などを調査してまいりたいと答弁しております。

また、⑤卵以外の代替食を増やして頂きたいとの質問で、文科省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」を紹介し、本市の給食センターで卵以外の代替食を増やすことは難しいものと考えているとの答弁をしております。次に 16 ページを御覧ください。宗教上の禁忌食材の心配のない、誰でも食べられる献立を取り入れる工夫が必要、現在教育委員会では、宗教上の禁忌食材に対しどのような対応をしているかとの質問で、宗教によっては、認証を受けた食材と施設で、専用の調理機器を用いて調理しなければならないとされるものもあり、給食センターで、全ての宗教に対応はできないため、原材料やエキスを表示している食物アレルギー対応用の献立明細表を活用し、保護者に食べない献立を判断してもらう対応をしていると答弁しております。

次に、18 ページを御覧ください。ここから予算特別委員会の質疑概要となります。まず、自民党の中針議員から、新総合体育館の今後の入札の在り方として質問です。2 段落目、今回の体育館の整備事業は DB 方式だが・・・というところですが、今回の体育館の入札参加の構成要件についての質問で、新総合体育館整備担当主幹から、建設業務を行う者の要件については、4 つ定めており、特定建設業の許可を有していることと、小樽市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に登録があることの 2 つの要件は、参加する全ての企業が有しなければならない要件。過去 15 年以内に寒冷地で延べ面積 1,000 平方メートル以上の体育館または屋内スポーツ施設を施工した実績の施工実績要件と、市内業者が 1 社以上含まれていることの二つの要件については、参加する事業者のうち、少なくとも 1 社が満たさなければならない要件として設定していると答弁しております。

18 ページ下段です。事業者の構成、下請についてはどのような表現になっているのかとの質問で、同主幹から、実施方針（案）の中に、受注者である共同企業体から直接業務を受託する下請企業には可能な限り市内企業を使用することに努めることを明記し、地元への配慮に努めていると答弁しております。

19 ページ下段を御覧ください。みらいの白濱議員から、中学生の不登校生徒の進路と卒業後の進学・就労支援についてとして、本市の中学校の不登校生徒の進学や就労などの進路に対する相談支援体制についての質問で、生徒指導・特別支援担当主幹から、各中学校では管理職、進路指導主事や担任などで構成する進路委員会で、卒業後の進路選択に向けた対応を検討した上で、担任などが学校や家庭において当該生徒や保護者と面談し、卒業後の進路

に対する意向を踏まえ、情報を提供するなどして生徒や保護者がよりよい進路選択ができるよう支援している。また、市教委内に設置している登校支援室に通っている生徒には、コーディネーターや専任指導員が在籍している中学校と連携を図り、生徒と保護者と面談を行うなどして卒業後の進路に対する相談に取り組んでいると答弁しております。

少し飛びますが、22ページの下段をご覧ください。立憲・市民連合の下兼議員から、フッ化物洗口について、8月に銭函・手宮保育所で、使用期限切れのフッ化物洗口剤を使用し、フッ化物洗口を行ったとの報告があったこと、音更町の認定こども園で、フッ化物洗口剤と誤って漂白剤入りの消毒液でうがいさせたことがあったが、音更町の事案と同じ間違いが起こる可能性はないのかとの質問で、学務担当主幹から、市内の小学校では、0.2%にあらかじめ希釈された既製品のフッ化物溶液を使用するし、残った水溶液は廃棄し、容器を洗浄する場合は水道水で行うよう指導しており、消毒液は使用しないことから、音更町と同様の間違いが起こる可能性はないものと考えている旨答弁しております。

23ページですが、フッ化物洗口を中止している保育所と同様、当分小学校での洗口を中止する考えはないのかとの質問で、同主幹から、本市のフッ化物洗口は始まったばかりで、最初は安全面に気をつけてもらうなど、教職員に負担をかけることがあるかと思うが、今後、各学校の効率的な実施方法を紹介するなど情報共有しながら、教職員の負担軽減が図られるように進め、本市の歯と口腔の健康づくりの事業の一環として取組を続けていきたいと考えているとの答弁をしております。

23ページ下段から、総務常任委員会の概要です。常任委員会の冒頭で、報告事項として、記載の①～⑥を報告しております。

少し飛びます。27ページを御覧ください。自民党の松岩議員で、通学路の交通安全対策について、一般質問に関連しての質問です。

これまでの合同点検の際に、信号機や柵の設置が必要だという指摘が出されているところについては、しっかりと公安委員会や道路管理者に要望を出して、整備がされるように働きかけを行うというところまでをゴールとしてもらいたいとの質問で、学務担当主幹から、小樽市だけではなく、各道路管理者が合同点検の場に出席しており、要望をしっかりと伝えていきたいと答弁しております。その下の段、今回の交通死亡事故を受けて、子どもたちやその保護者から不安の声が上がっており、今回の死亡事故を踏まえて、バス通学助成制度について、今後どうするのか考えを聞きたいとの質問で、同主幹から、助成を行う場合は、一定のルールが必要であり、本市では「バス通学助成制度に係る通学費助成事業の実施要綱」を設けて、これまでも一定の条件の下で通学費助成を行っており、国が定める豪雪地帯の基準を適用して、通学距離は片道小学生2キロメートル以上、中学生3キロメートル以上を対象としている。歩道の有無や除雪の状況などが通学路によって異なっていることとは思うが、バス通学助成制度の交付税措置を通学路距離の基準としているため、本市においても同様の基準としていること、また、距離基準を緩和した際の財政上の負担額については、どこまで距離を緩和するかによって、対象児童の生徒の人数が異なってくるので、一概に負担額を示すことは難しいものと考えているとの答弁をしております。

少し飛びます。34ページ中段から、決算特別委員会の概要です。決算特別委員会は、令和5年度の決算に関わる質問となります。38ページを御覧ください。みらいの平戸議員で、

交通災害遺児奨学資金基金についての質問で、基金の令和5年度末残高が3,500万円程度あり、寄附者の交通災害で遺児となった子供たちを支援したいという気持ちが、実際の支援に反映されにくくなるのではないかと考えて、給付額の増額など、交通災害遺児への支援を強化すべきだと思っているとの質問、意見です。学務担当主幹から、令和5年度の実数を答弁しておりますが、このことについては、令和7年度予算要求に当たり、他都市の事例等を参考に、制度改正を視野に検討を進めているところです。

40ページからは、共産党の酒井議員ですが、昨年の総合教育会議の話題から、その進捗状況を質問されたものです。

私からの報告は以上です。全てを説明しきれておりませんので、資料を御覧いただき、不明な点があれば、御連絡いただければと存じます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

黒田委員 9ページのスクールロイヤーの件ですが、これを読む限り、例えば、学校がスクールロイヤーに入ってほしいという要望があって、今のシステムだと道教委のスクールロイヤーと連絡をとる上で、同席してほしいとか、具体的な介入をしてほしいとき、今はできない契約となっているが、学校側としてはもう少し踏み込んでやってほしいという希望がある中で、今の市教委の立ち位置としては、道教委のスクールロイヤーの制度でできるかどうかを要望していく立ち位置なのかなと思うのですが、例えば件数が増えてきたり、スクールロイヤーに深刻な相談をしたいとなってきたときに、道教委に確認するだけではなく、市としてもそういった対応ができるようにスクールロイヤー制度を少し変えていくというか、お抱えまではいかないですが、法律家の方に御助言いただけるような制度を整えていくという方向には今はなっていないという理解でよろしいでしょうか。

教育部長 はい。道教委が弁護士会と契約を結んで、学校の法務相談にのってくださいというレベルまでは道教委の予算を用いてやっています。学校は、市教委の顧問弁護士には直接相談できませんので、その弁護士を通じて、保護者だったり地域の方だったりいろいろな話の中で、「こういう法律の解釈はどうですか」というレベルの相談まではできます。全道一律にこの申請で道に認められれば、スクールロイヤーとして指定された弁護士と学校が直接相談できるというのが今の制度です。市の予算は入っていません。

今年になって2件相談があったのですが、道の制度としては、弁護士は学校からの法務相談だけを受けるので、代理人だとか同席、代わりに相手と話してほしい等は認められていない状況です。

議会の中で、「代理人の業務なども弁護士にやってもらえないのか、道教委に要望してほしい」という話があったので、機会をみて、道教委には制度拡充を小樽からも申し上げていきますというやりとりをさせていただきました。

市で予算化をして別にすれば、できることもあるかもしれませんが、予算化の動きはまだないので、今後いろいろな他都市の状況を見ながら、実際に予算をつけてくれるのか、受

けてくれる弁護士、ないしは弁護士の団体があるのかとか、いろいろ慎重に議論しながら予算化できるのか、今後ありえるかもしれませんが、今は道の制度にのっかってる現状では法務相談がメインの状況です。

黒田委員 では今後の小樽市として、今回学校側も大変だった案件があると思うのですが、今後案件が増えていくなどして道教委の措置とは違う動きになるかもだけど、今の段階では道教委はこういうサポートの状況ですよというだけの話ということですね。

教育部長 そうです。令和3年度からこの制度を設けていただき、現状3年目で、市としての予算としては一歩も踏み出せておりませんので、他都市の状況も聞いて、どのぐらいの予算をつけていただけるのかは市の中で議論しないと拓けていきませんが、まずは道の制度を拡充してもらえないか相談はしてみたいという現状です。

黒田委員 学校がなかなか苦しんでいるという情報が入ってきています。

教育部長 校長先生が弁護士に全部やってもらうというのは良いことなのかどうかはわかりかねますが、その辺いかがでしょうか。

黒田委員 学校現場が不安感でいっぱい、自分たちがここまでの対応で良いのだろうかとか、ものすごく長時間その案件に携わられていて、他の業務に手が回らない等、管理職がすごく苦しんでいる状況がある中で、今回たまたまこういう状況がでてきたのか、それともどの学校でも起こりうることなのか、法律という後ろ盾があって、こういう対応をしたら良いという助言をいただいたり、学校で対処しきれなくなった場合、法律の知識をもった方が自分達を後押ししてくれる安心感などが、結構必要になってくるのではないかと思っていたので、この内容と説明を聞いて納得したのですが、もう一歩踏み込んでいけるような学校を守る体制をつくれるシステムになっていけばいいなと思い質問させていただきました。

教育部長 おっしゃるとおり、法律の解釈、いろいろなところで訴えはあるので、学校としてもトラブルにならないように、法律の専門家にお話を聞かせてもらえることはすごくいいことだと思います。令和3年度から始まったのですが、今年度利用したい学校があって、専門家に直接聞いてみましょうということで、我々を介さず聞いていただけたので良いことだと思います。あとはそれ以外の業務をどこまでできるか多望ですが、同席は次の段階で、代理人としてはどこまで任せるのか等まだ難しいと思いますが、一先ず要望はいただいておりますので、道教委に伝えたいと思っています。

教育長 他にございますか。
よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了いたします。
 続きまして、その他の報告で「寄附採納について」の説明をお願いします。

その他 寄附採納について

教育総務課長 寄附が5件ございましたので、御報告いたします。

1件目は、公益財団法人日本教育公務員弘済会北海道支部様から、塩谷小学校に図書38冊6万1,085円相当を御寄贈いただきました。

同支部では、教育振興のためブックバック贈呈事業を行っており、応募した塩谷小学校への贈呈が決まったものです。弘済会様からは、令和元年度にも北陵中学校が贈呈を受けています。

2件目は、公益財団法人みずほ教育福祉財団様から、忍路中央小学校に運動用具一式4万円相当を塩谷小学校に図書16冊4万4,880円相当を御寄贈いただきました。同財団では、へき地教育設備の助成を行っており、各都道府県の実教育委員会の推薦を踏まえて助成校が決定され、今年度は北海道内ではへき地もしくは複式学級の学校に運動用具が小中合わせて19校、図書が小中合わせて19校に寄贈されております。

3件目は、株式会社北海道新聞社様から、塩谷小学校に図書15冊9,000円相当を御寄贈いただきました。これは、同社が行った北海道産食品消費拡大プロジェクト「ミルクにカンパイ感謝を込めて」キャンペーンに塩谷小学校が応募し、漫画「銀の匙 Silver Spoon」全15巻の寄贈を受けたものです。

4件目は、志和裕様から、小樽市交通災害遺児奨学資金基金に1万円を御寄贈いただきました。志和様からは平成12年より御寄附をいただいております、先月に引き続き今回で54回目、総額は63万円となっております。

5件目は、株式会社プロテクトライフ様から、中型物置22万1,000円相当を御寄贈いただきました。同社の代表が朝野球チームで平磯公園運動場を使用していることから、整備のためにとのことで、御寄贈いただいたもので、教育長名で感謝状をお渡ししております。報告は以上です。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。
 よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。
 ただ今から非公開の審議に入りますので、報道関係者及び傍聴者の皆様には御退席をお願いいたします。

＜非公開の審議開始＞

協議第 1 号 「小樽市子どもの読書活動推進計画」の中間見直しについて

図書館副館長から、「小樽市子どもの読書活動推進計画」の中間見直しについて説明し、平井委員から質問、吉田委員、小澤委員から意見があったほか、全委員一致により協議した。

協議第 2 号 「小樽市教育推進計画」の中間見直しについて

教育総務課長から、「小樽市教育推進計画」の中間見直しについて説明し、黒田委員、小澤委員から質問、意見があったほか、全委員一致により協議した。

報告第 5 号 「第 2 次小樽市文化芸術振興基本計画」の中間見直しについて

生涯学習課長から、「第 2 次小樽市文化芸術振興基本計画」の中間見直しについて説明し、全委員一致により了承した。

報告第 6 号 重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店 指定管理者候補者の選定について

総合博物館副館長から、「重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店 指定管理者候補者の選定について」説明し、全委員一致により了承した。

報告第 7 号 新総合体育館整備事業について

教育部主幹（新総合体育館整備担当）から、「新総合体育館整備事業について」説明し、全委員一致により了承した。

＜非公開の審議終了＞

教育長 以上をもちまして、教育委員会第 11 回定例会を閉会いたします。